

# 十八親和銀行における共済証紙購入について (公共工事受注時の発注機関への対応)

証紙貼付方式を採用されている共済契約者の皆様は、金融機関の窓口で共済証紙を購入していただいていると思いますが、令和6年1月15日から十八親和銀行では証紙購入方法が変更となっています。

事前に十八親和銀行ホームページの専用フォームから購入申込み手続きを行って、後日指定した店舗で購入。(申込みから約3営業日後の購入となっています。)

公共工事を受注した際、発注機関が指定した日までに「掛金収納書」の提出ができないというケースがあり、問合せが増えています。

先般、長崎県の発注担当者へは「工事契約を締結した場合における確認について」建退共事業本部職員が説明を行っています。

※ 国土交通省から各都道府県入札契約担当部長へ発出された通達の内容を説明しています。

## 工事契約を締結した場合における確認について

### 【証紙貼付方式の場合】

発注機関は、「掛金収納書提出用台紙(様式第033号)」に貼付した「掛金収納書」を、当該工事を受注した元請事業主から提出させる。**工事契約締結後1ヶ月以内**に提出を求める。

### 【電子申請方式の場合】

工事契約締結後40日以内に「掛金収納書」の提出を求める。

※ この内容は、長崎県土木部の「長崎県建設工事共通仕様書」に明確に記載されています。

発注機関が指定した日までに共済証紙購入ができないようであれば、その旨を発注担当者へ説明して**工事契約締結後1ヶ月以内に「掛金収納書」(提出台紙に貼り付けて)を提出**するようにしてください。(各市町の発注機関も同様の取り扱いです。)

〈参考〉 十八親和銀行ホームページ 共済証紙購入申込み手続き方法



※なお、他(十八親和銀行以外)の金融機関では、従来どおり窓口で当日購入できる店舗があります。直接、金融機関の店舗窓口へお尋ねください。